## 輸出令関係通達における幽霊屋敷問題

## 1.「幽霊屋敷問題」とは何か

輸出令別表第 1 や外為令別表では、1 つの品目に複数の項番が重複して割り当てられないよう配慮がなされています。たとえば輸出令 2 項(33)のベローズ弁規制は「3 の項の中欄に掲げるものを除く」と括弧書きすることで、3 項(2) 9 の耐食性バルブ規制との重複を避けています。

それでは申請書類・窓口案内の次の記述をどう御覧になりますか?

【表1】 申請書類・窓口案内抜粋(<u>http://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply09.html</u>)

	輸出令別表第1の該当項番	仕 向 地	提出書類	申請窓口
2項	2項(9)、(11)から(52)まで	い地域②	B 2	本省
	に掲げる貨物で、次のいずれかに該当			
	するもの			
	・告示で定める貨物			
	・14項の中欄に掲げる貨物			
	2項(9)、(11)から(52)まで	い地域②	<u>C</u>	<u>本省</u>
	に掲げる貨物のうち、			
	・15項の中欄に掲げる貨物			
	2項(9)、(11)から(52)まで	い地域②	<u>B 1</u>	経済産業局
	に掲げる貨物			
	(告示で定める貨物 、14項、15			
	項の貨物を除く。)			

「告示で定める貨物」とは、 $5\sim13$  項のうち特に定める 19 種類(5 項(14)、5 項(18)…13 項(5))を指します。「2 項と 5 項の重複該当」などということがありうるのでしょうか?同じことが 14 項や 15 項についてもいえます。

もしそのような重複該当がありえないのであれば、上表の1行目・2行目は、表札あれど 住人なしの「幽霊屋敷」ということにならないでしょうか?

## 2. 提出書類通達における貨物関係の記述

表1にはれっきとした根拠規定があります。<提出書類通達>の別表1です。2項のほか 4項にも重複該当を想定した記述があります。

【表2】 <提出書類通達>別表1の2項・4項関係記述より抜粋

貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)	い地域②	В 2	本省
までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物			
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)	い地域②	С	本省
までに掲げる貨物のうち、輸出令別表第1の15の項の			
中欄に掲げる貨物			
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げ	ほ地域	С	本省
る貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の			
14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物			

表2の記述は、輸出令運用通達別紙<輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分> に基づいています。抜粋を示します。

#### 【表3】 <運用通達>別紙の抜粋

#### 2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

- (4) 輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域②」を仕向地とするもの
- (11) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物であって、「ほ地域」を仕向地とするもの

これを見て「表1は<運用通達>という根拠を持った記述だから正しい筈」という人がいたら、私はこう申し上げたいと思います。「表1は<運用通達>の誤った記述に基づいて誤りを再生産しただけ」すなわち「誤った<運用通達>と誤った<提出書類通達>の玉突き追突に過ぎない」のではないか?

## 3. 通達のどこがおかしいか

#### 【問題点1】 項番重複回避の原則に反する

冒頭で述べたこの「原則」ですが、「**項番が重なるのはまずそうだ」というのはごく自然な常識**だと思います。

さらに付け加えたいのは、数年前の規制項番体系の国際化議論の中でも、項番重複問題が 議論されたという事実です。(『CISTEC ジャーナル』2013 年 5 月号の 10 頁参照)

たとえばワッセナー協定(WA)と原子力供給国グループ(NSG)の両方の規制に該当する場合、政府がどちらの規制の項番をその品目に割り当てるかという議論です。EUではWAの規制項番を割り当てるが、わが国ではNSGの項番を割り当てる(従前通り)、という方向で議論が行われたのを御記憶の方も多いことでしょう。

したがって、この「原則」は官民ともに認知済のたしかな存在と断定してよいと思います。

## 【問題点2】 輸出令条文中でも重複を回避する工夫が盛り込まれている

これも冒頭で述べたところですが、内容が近似する複数の項番が存在する場合は、どちらかの側に「X項中欄に該当するものを除く」と注記することで重複を回避する仕組みになっています。注記のない項番は、内容的に近似性がなく、そもそも重複が考えられないものばかりです。(⑤ 附録1)

したがって、輸出令別表第1の個々の条文から見ても、重複該当は存在しないのです。

# 【問題点3】 「だが意外な重複事例があるかも」などというのは天に唾する暴論 3 つ理由を挙げます。

第 1 に、仮に重複事例が存在するというなら**挙証責任は通達擁護側にある**ということです。なぜなら現行通達にはすでに理論的に疑問符がついている。こうした場合には、疑問符をつけられた側が「身の潔白」を立証しなければならないのです。それをせず、口先で「例外があるかもしれない」というだけでは「ナントカ細胞はあります!」と大差ありません。

第2に、「こういう真義があったかもしれない」などという台詞は無責任であり、政策を 運用する側は、口が裂けても言ってはなりません。なぜならそれは「私にはわからないけれ ど、最初に規定を定めた人には深いおぼしめしがあってのことでしょう」というのも同じこ と。そのような「深い帰依」や「信仰心」で輸出管理を語るのは不適切でしょう。

第3には、仮に例外的な重複事例が存在したとしても、通達の「勝利」とはいえないからです。その場合、「通達のこの記述は、こういうレアケースに対応するためのものだった」ということですから、いうなればバグ対応措置のようなことを意味します。表2・表3の規定の狙いが「NSGとWAの規制に重複該当する場合の扱い」を定めたかったからというのなら、大義名分ありと理解できないこともありませんが、「輸出令の中での重複該当というレアケースへの対応」が目的だなんて、みみっちい話ではありませんか。

#### 【問題点4】 14項側の記述との矛盾

表2では、<提出書類通達>が、重複該当の場合と、2項・4項単独該当の場合について「2項・4項の側」から述べていることが示されています。では「14項の側」からの通達の記述はどうなっているでしょうか?

【表4】 <提出書類通達>別表1の14項関係記述より抜粋

貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	い地域①	A	経済産業局
輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	と地域②	В 2	本省
輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	ち地域	C	本省

「ほ地域」とはアイスランド、ウクライナ、エジプト、トルコ、ブラジル、南アを指し、そのすべてが「と地域②」に含まれます。したがって表4は「14項該当品の"ほ地域"向け」について「それが4項との重複該当であっても、14項単独該当であっても、B2タイプの書類を本省に提出すべし」と述べているわけです。表2で「"ほ地域"はCタイプの書類を」と述べているのと矛盾しています。

おそらく14項側の規定を書くときには、重複該当を想定不要としていたのでしょう。

#### 4. 対応の方向性

以上の考察から、輸出令 2 項・4 項に関しては、本来存在しないはずの WA 規制との重複 該当を想定した許可申請の取扱い枠が、通達に記述されていると結論してよいと思います。 もしそのような重複該当枠による許可申請をする人がいたなら、それは「誤った申請」とい うことになります。当然ながらそれに基づく許可発給も誤りということになります。

もっともそのような事例は存在しないでしょうから、通達をこのままにしておいても実 害なしという考え方もあると思います。そこで本稿の結びとして、通達を手直しすべきかど うかについて考えます。

#### 【第1説】 目障りだから修正せよ

たとえ実害がなくても、問題がある以上は修正すべしという考え方です。私もこれを支持

する一人ですが、いくぶん原理主義的といえるかもしれません。

仮に修正するとしたらどう直すかも記しておきましょう。大筋として「2項・4項と輸出 令中のWA項番が重複の場合」という書き方をやめ、代わりに「2項・4項と貨物等省令中 のWA項番が重複の場合」という表現にすれば問題は解決すると思います。

#### 【第2説】 実害ないならこのままで

改正論議ではしばしば「現行規定で本当に困っていますか? (特段の支障がないなら今回は見送りということで)」というやりとりが聞かれます。

たしかに所詮は「幽霊屋敷」ですから該当事例も存在せず、このままで実害なしという気もします。機能もないが害もない、いわば「超芸術トマソン」として存在を許容するのも 心の余裕というものではないだろうか? たしかに一理あります。

#### 【第3説】 ほんとうに実害はないのだろうか?

今更言いにくいことですが、一連の重複該当ケースの取扱い規定、ほんとうは意味があったのかもしれないという気がしてきました。

たとえば本来の意図は「2 項 or4 項と WA 項番中の SL (Sensitive List ≒告示貨物+15 項貨物) or ML (Munition List ≒14 項貨物) に重複該当」のケースについて定めるつもりだったのではないでしょうか?

だとすれば、現行規定のままでは意図していた案件をグリップすることができません。 表 1 を再度御覧ください。「輸出令 2 項(15)/貨物等省令 1 条二十号に該当し、かつ同省令 13 条 6 項にも該当するロボット」の「い地域②」向け案件の取扱いはどうなるでしょうか?

「2 項(9)、(11)~(52)に掲げる貨物で、かつ 14 項中欄に掲げる貨物」として「B2 タイプの書類セットを本省に提出」でしょうか? 違います。輸出令 14 項(7)には「2、6 及び 12 の項の中欄に掲げるものを除く」と注記されているので、本品は 2 項(15)のみに該当となります。したがって正解は「B1 タイプの書類セットを経済産業局に提出」です。

再掲【表 1 】 申請書類·窓口案内抜粋 (<a href="http://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply09.html">http://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply09.html</a>)

	_			
	輸出令別表第1の該当項番	仕 向 地	提出書類	申請窓口
2項	2項(9)、(11)から(52)までに掲げ	い地域②	<u>B 2</u>	<u>本省</u> <b>←</b>
	る貨物で、次のいずれかに該当するもの			
	・告示で定める貨物			)
	・14項の中欄に掲げる貨物			1.01 -
	2項(9)、(11)から(52)までに掲げ	い地域②	<u>C</u>	本省本件の
	る貨物のうち、			扱いは?
	・15項の中欄に掲げる貨物			
	2項(9)、(11)から(52)までに掲げ	い地域②	<u>B 1</u>	経済産業局 ◆
	る貨物			
	(告示で定める貨物 、14項、15項の貨			
	物を除く。)			

はたしてこれが通達を作った人の意図通りなのでしょうか? もし違うのであれば、 やはり「実害があった」ということになってしまうのです。

そうだとすれば、第1説と同様、通達の修正が必要という結論になります。

# <附録1> 規制リストに基づく重複該当可能性の検討 本文3節へ戻る

【表5】 <告示貨物>と2項・4項

	<告示貨物>の内容	重複可能性
1	輸出令5の項(14) セラミックの複合材料であつて、その主たる構成物質がガラス、酸化物又はけい素、ジルコニウム若しくはほう素の炭化物若しくは窒化物であるもの 省令第4条第十二号ハ(一)又は二 ハ セラミック複合材料であって、ガラス又は酸化物をマトリックスとするもののうち、次のいずれかに該当するもの (一) 次の1及び2に該当する繊維により強化されたもの 1 比強度が12,700メートルを超えるもの 2 次の系のいずれかの元素の組合せからなるもの 一 けい素及び窒素 二 けい素及び炭素 三 けい素、アルミニウム、酸素及び窒素 四 けい素、アルミニウム、酸素及び窒素 四 けい素、酸素及び窒素 こ セラミック複合材料であって、粒子、ウィスカー又は繊維により強化されたもののうち、けい素、ジルコニウム又はほう素の炭化物又は窒化物をマト	重機可能性 2項・4項中に近似品目 なし
2	リックスとするもの 輸出令5の項(18) 有機繊維、炭素繊維、無機繊維若しくは(16)に掲げる貨物を用いた繊維若 しくはこれらを使用したプリプレグ、プリフォーム若しくは成型品又はこれら の製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品(2、4及び15の項の中 欄に掲げるものを除く。) 省令第4条第二号又は第十五号ハ若しくはニ 二号	2項・4項中に近似品目 なし
	<ul> <li>繊維を使用した成型品(半製品を含む。以下この号において同じ。)であって、次のいずれかに該当するもの</li> <li>イ 第十五号ホに該当するプリプレグ又はプリフォームを使用した成型品であって、有機物をマトリックスとするもの</li> <li>ロ 次のいずれかに該当する繊維を使用した成型品であって、金属又は炭素をマトリックスとするもの</li> <li>(一)炭素繊維であって、次の1及び2に該当するもの</li> <li>1 比弾性率が10,150,000メートルを超えるもの</li> <li>2 比強度が177,000メートルを超えるもの</li> <li>(二)第十五号ハに該当するもの</li> <li>十五号</li> </ul>	
	<ul> <li>一 無機繊維であって、次の(一)及び(二)に該当するもの</li> <li>(一) 比弾性率が 2,540,000m を超えるもの</li> <li>(二) 不活性の環境における融点、軟化点、分解点又は昇華温度が 1,649 度を超えるもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。(後略)</li> <li>二 次のいずれかに該当するものからなる繊維又は当該繊維とイからハまでのいずれかに該当する繊維とを混繊した繊維</li> <li>(一) 第十三号イに該当する芳香族ポリエーテルイミド</li> <li>(二) 第十三号ロからへまでのいずれかに該当するもの</li> </ul>	
3	<b>輸出令7の項 (15)</b> 原子周波数標準器 <b>省令第6条第十六号ロ</b> 宇宙用に設計したもの	2項・4項中に近似品目 なし

## 【表5】 <告示貨物>と2項・4項(その2)

	<告示貨物>の内容	重複可能性
4	輸出令8の項 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品 (4の項の中欄に掲げるものを除く。) であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	4 項(22)にロケット搭載 用計算機規制があるが 左の括弧書きで重複回
	<b>省令第7条第一号ロ</b> 放射線による影響を防止するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの(後略)	避措置が設けられている
5	輸出令9の項(1) 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品(15の項の中欄に掲げるものを除く。)	2 項・4 項中に近似品目 なし
	省令第8条第二号イ(二) 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品であって、次のいずれかに該当するもの	
	イ 無線送信機又は無線受信機であって、次のいずれかに該当するもの(中略) (二) スペクトル拡散(周波数ホッピングを含む。)技術を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの((三)に該当するもの又は出力が1. 0ワット以下のものを除く。)	
6	輸出令9の項(6) (1)から(3)まで若しくは(5)から(5の5)までに掲げる貨物の設計 用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若し くは附属品	2項・4項中に近似品目 なし
	省令第8条第六号 第二号イ(二)、第14条第五号若しくは第五号の二に該当する貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品	
7	輸出令10の項(1) 音波を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置若しくは船舶用の対地速力の測定装置又はこれらの部分品(15の項の中欄に掲げるものを除く。)	2項・4項中に近似品目 なし
	省令第9条第一号イ(二) 若しくは(六) 又はロ(三) 音波(超音波を含む。以下この条において同じ。)を利用した水中探知装置、 船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当する もの	
	イ 送信機能を有するもの又はその部分品であって、次のいずれかに該当する もの(垂直方向にのみ使用することができるものであって、±20度を超え る走査機能を有していないもののうち、水深の測定、水中にある物体若しく は水底に埋もれた物体までの距離の測定又は魚群探知のみを行うもの及び 音響用のビーコンであって、緊急用のもの又は水中の任意の位置に設置する ことができるように設計したピンガーを除く。) (二) 水中探知装置であって、次のいずれかに該当するもの	
	(六) 水中において活動する人の位置を自動的に探知するために設計した ソナーであって、次の1から3までの全てに該当するもののうち、音響ア レーの送受信のために設計されたもの(後略) ロ 受信機能を有するもの又はその部分品であって、次のいずれかに該当する もの	
	(三) えい航ハイドロホンアレー用に設計したヘディングセンサーであって、 精度の絶対値が 0.5 度未満のもののうち、35m を超える水深で使用する ことができるように設計したもの又は 35m を超える水深で使用すること ができるように調整若しくは取り外しをすることができる水深測定装置 を有するもの	

## 【表5】 <告示貨物>と2項・4項(その3)

	<告示貨物>の内容	重複可能性
8	輸出令10の項(2) 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置(2 及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)) 省令第9条第三号イ、ロ若しくはホ、第四号又は第五号イ 三イ 宇宙用に設計した固体の光検出器であって次のいずれかに該当するもの	2項(42)に光電子増倍管 規制があるが 左の括弧書きで重複回 避措置が設けられてい る
	(後略) ロ イメージ増強管であって、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するもの(イメージングを行わない光電子増倍管であって、真空中に、単一の金属陽極又は金属陽極であって隣接する2の陽極の中心間の距離が500μmを超えるもののみからなる電子検出素子を有するものを除く。) (後略)ホ 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであって、次のいずれかに該当するもの(要素素子の数が16以下のカプセル封じをした光導電セルであって硫化鉛又はセレン化鉛を用いたもの及び焦電検出器であって硫酸三グリシン、チタン酸ジルコン酸鉛にランタンを添加したもの、タンタル酸リチウム、ポリふっ化ビニリデン又はニオブ酸ストロンチウムバリウムを用いたものを除く。)のうち、ニに該当するもの以外のもの (後略)	
	<ul><li>四 リモートセンシング用に設計したモノスペクトルイメージセンサー又はマルチスペクトルイメージセンサーであって、次のいずれかに該当するもの(後略)</li><li>五 光検出器を用いた装置であって、直視型のもののうち、次のいずれかに該</li></ul>	
	当するもの(医療用装置であって、主材料に砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを用いた光電陰極を組み込んでいないものを除く。) (後略)	
9	輸出令 10 の項 (4) 高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリークカメラ若しくは電子式のカメラ又はこれらの部分品 (2及び12の項の中欄に掲げるものを除く。)	2項(39)にカメラ規制が あるが 左の括弧書きで重複回 避措置が設けられてい
	省令第9条第八号イ (一) 1,(二)1又は (三) イ 次のいずれかに該当するもの (一) 第三号ロに該当するイメージ増強管を組み込んだものであって次のいずれかに該当するもの 1 水中用に設計していないもの (二) 第三号ホに該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだもので	3
	あって、次のいずれかに該当するもの 1 水中用に設計していないもの (三) 第三号イ又は第14条第七号に該当する固体の光検出器を組み込ん だもの	
10	輸出令 10 の項 (6) 光学部品であって、セレン化亜鉛若しくは硫化亜鉛を用いたもの又は宇宙用 に設計したもの	2項・4項中に近似品目 なし
	省令第9条第九号ハ 宇宙用に設計した光学部品であって、次のいずれかに該当するもの (後略)	
11	<b>輸出令 10 の項 (7)</b> 光学器械又は光学部品の制御装置 <b>省令第 9 条第九号</b> ニ	2項・4項中に近似品目 なし
	光学器械又は光学部品の制御装置であって、次のいずれかに該当する もの(後略)	

## 【表5】 <告示貨物>と2項・4項(その4)

	<告示貨物>の内容	重複可能性
12	輸出令 10 の項(9)	2項・4項中に近似品目
	磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計若しくはこれらの校正装置又	なし
	はこれらの部分品	
	省令第9条第十一号イ、ロ、ヲ又はワ	
	イ 超電導の技術を利用した磁力計であって、次のいずれかに該当するもの	
	(後略)	
	ロ 光ポンプ又は核磁気共鳴の技術を利用した磁力計であって、1ヘルツの	
	周波数における感度が2ピコテスラ未満のもの	
	ヲ 磁力計、磁場配計又は水中電場センサーの校正装置であって、次のいず	
	れかに該当する貨物用に設計したもの (後略)	
	ワ 磁場勾配計であって、イ又は口に該当する磁力計を用いたもの	○程 4度中次にN日日
13	輸出令 10 の項 (9 の 2) 水中において磁場又は電場を検知する装置(磁力計又は水中電場センサーを	2項・4項中に近似品目 なし
	が中において磁場又は电場を使知する装置(磁力計文はが中电場センサーを 組み込んだものに限る。)	15 C
	省令第9条第十一号の二 イ	
	本中において磁場又は電場を検知する装置であって、次のいずれかに該当す	
	るもの	
	イ 第 11 号イ又は口に該当する磁力計を組み込んだもの	
14	輸出令 10 の項(11)	4 項(18)にレーダー規
14	レーダー又はその部分品 <b>(4及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)</b>	制、4項(26)にレードー
	省令第9条第十三号ニ、チ又はル	ム規制があるが
	レーダーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品(二次監視	左の括弧書きで重複回
	レーダー、民生用自動車レーダー、気象レーダー、国際民間航空機関の定め	避措置が設けられてい
	る標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品(レーダーの部分品	る
	であって航空管制用の表示装置を含む。)を除く。)	
	ニ 合成開口レーダー、逆合成開口レーダー又は側方監視レーダーとして使	
	用することができるもの	
	チー次のいずれかの技術を利用するもの	
	(一) スペクトル拡散	
	(二) 周波数アジリティー	
	ルー次のいずれかに該当するパルス圧縮技術を利用するもの	
	(一) パルス圧縮比が150を超えるもの (二) 圧縮パルス幅が 200 ナノ秒未満のもの(後略)	
	輸出令 12 の項(1)	2項・4項中に近似品目
15	潜水艇、エアクッション船、水中翼船又は水線面積を小さくすることによっ	なし
	て造波抵抗を減少させるように設計した船舶(1及び15の項の中欄に掲げる	<i>'</i> & <i>C</i>
	ものを除く。)	
	省令第 11 条第一号口	
	繋索式の潜水艇であって、1,000メートルを超える水深で使用すること	
	ができるように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの	
	ロ 無人式の潜水艇であって、次のいずれかに該当するもの(後略)	

## 【表5】 <告示貨物>と2項・4項(その5)

	<告示貨物>の内容	重複可能性
16	輸出令 12 の項(2)	2項・4項中に近似品目
10	船舶の部分品又は附属装置(1及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)	なし
	省令第11条第四号ロ又は第十号へ若しくはト	
	四 潜水艇の部分品又は附属装置であって、次のいずれかに該当するもの	
	ロ 潜水艇に使用することができるように設計した自動制御装置であって、	
	航法データを使用し、かつ、サーボ制御方式であるもののうち、次の(一)	
	及び(二)に該当するもの (後略)	
	十 船舶の部分品であって、次のいずれかに該当するもの	
	へ 排水量が 1,000 トン以上の船舶に使用することができる防音装置であっ	
	てディーゼルエンジン、ディーゼル発電機、ガスタービンエンジン、ガス	
	タービン発電機、推進電動機又は減速装置から発生する 500Hz 未満の周	
	波数の音響又は振動を減少するもののうち、複合型の防音台からなり、か	
	つ中間のマスの重量がその上に設置される装置の重量の 30%を超えるも	
	O	
	トスクリュープロペラの推進力の向上又はその水中ノイズの減少を図るた	
	めに末広ノズル又は整流ベーンに関する技術を用いた装置であって、出力が、OFINGは大力に入るする。	
	が 2.5 MVを超えるもの	0項(1月)/スロギ1 担制
17		2項(15)にロボット規制 規制があるが
	水中用のロボット <b>(2及び6の項の中欄に掲げるものを除く。)</b>	規制があるが 左の括弧書きで重複回
	<b>省令第 11 条第六号</b> 水中用のロボット(操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。)であって、	左の括弧書さて単核回 避措置が設けられてい
	次のいずれかに該当するもの(後略)	世祖 直が 放り りんてい
1.0	輸出令 12 の項(6)	4 項(3)に推進装置規制
18	大気から遮断された状態で使用することができる動力装置	があるが、左記の省令
	省令第11条第八号	11 条八号とは重複しな
	大気から遮断された状態で使用することができる動力装置であって、次のい	い
	ずれかに該当するもの	
	イ ブレイトンサイクルエンジン又はランキンサイクルエンジンであって、	
	次のいずれかに該当する装置を有するもの(後略)	
	ロ ディーゼルエンジンであって、次の(一)から(四)までのすべてに該	
	当する装置を有するもの(後略)	
	ハ 出力が2kW を超える燃料電池であって、次のいずれかに該当する装置	
	を有するもの	
	ニ スターリングサイクルエンジンであって、次の(一)及び(二)に該当	
	する装置を有するもの(後略)	
19	輸出令 13 の項(5)	2項・4項中に近似品目
	(1) から(4) まで若しくは15の項(10) に掲げるものの試験装置、測	なし
	定装置、検査装置、製造用の装置若しくは工具又はこれらの部分品	
	省令第 12 条第十一号口	
	ガスタービンエンジンの鋳造によるブレード、ベーン又はチップシュラウド	
	を製造するための装置又は工具(型を含む。)であって、次のいずれかに該当	
	するもの	
	ロ セラミック製のコア又はシェル	

## 【表6】 14項と2項・4項(その1)

	14 項の内容	重複可能性
(1)	粉末状の金属燃料 (アルミニウムの粉を含み、4の項の中欄に掲げるものを除く。) であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	4 項(6)に金属粉推 進薬規制があるが 左の括弧書きで重 複回避措置が設け られている
(2)	<ul> <li>火薬又は爆薬の主成分、添加剤又は前駆物質となる物質であつて、経済産業省令で定めるもの</li> <li>省令第13条第2項</li> <li>一 火薬又は爆薬の主成分となる物質であって、次のいずれかに該当するもの イ 硝酸トリアミノグアニジン ロ チタニウムサブヒドリドであって化学量論比が 0.65以上1.68以下のもの ハ ジニトログリコルリル ニ ニートロー・ニ・四ートリアゾールー五ーオン 前除 へ 削除 ト 水酸化アンモニウムナイトレート チ 水酸化アンモニウムナイトレート チ 水酸化アンモニウムパークロレート リ ニー (五ーシアノテトラグレート) ペンタアミンコパルト (Ⅲ) パークロレート ル アミノジニトロベンゾフロキサン ラ ジアミノジニトロベンゾフロキサン ラ ジアミノジニトロベンゾフロキサン アミノジニトロベンゾフロキサン アミノジニトロベンゾフロキサン アッドメチルメチルオキセタン又はその重合体 塩基性サリチル酸鍋 ハ サリチル酸鉛 ハ サリチル酸鉛 1 削除 ホ 削除 ホ 削除 ホ 削除 ホ 削除 ホ 削除 ホ 削除 カ ピス (ニ・フルオローニ・ニージニトロエチル) フォルマールト ビス (ニーとドロキシエチル) グリコルアミドチ ビス (ニーメチルアジリジニル) メチルアミノホスフィンオキシドリ ビスアジドメチルオキセタン 以 オシエスクロロメチルオキセタン スはその重合体 ヌ ビスクロロメチルオキセタン フはその重合体 ヌ ビスクロロメチルオキセタン ル ブタジエンニトリルオキシドラー・ニ・ニーブタントリオールトリナイトレートリジニトロアゼチジンターシャリーブチル塩 カ ニトロ基 アジド基、ニトレート基、ニトラザ基又はジフルオロアミノ基を有する高エネルギーモノマー、可塑剤及び重合体 ヨ ボリーニ・ニ・三・三・四・四ーペキサフルオロペンタンー・五一ジオールフォルマール 選がリニ・ニ・三・三・四・四ーペキサフルオローニートリフルオロメチルーニーオキサへブタンー・七一ジオールフォルマール 超微粉酸化第二鉄であって、表面積が 1g 当たり 250 ㎡を超え、かつ、粒子の径の平均が 0.003 m以下のもの ペーターレブルシン酸鉛 ナ すず酸鉛</li> <li>スータン砂酸鉛</li> <li>カーエン酸鉛</li> </ul>	左記省令 13 項 2 項 の物質はいずれも 輸出令 4 項(6)には 該当しない
	ウ ベーターレゾルシン酸鉛又はサリチル酸鉛の鉛銅のキレート	

## 【表6】 14項と2項・4項(その2)

	14 項の内容	重複可能性
(2)	火薬又は爆薬の主成分、添加剤又は前駆物質となる物質であつて、経済産業省令で 定めるもの (前頁のつづき)	
	省令第13条第2項	
	二(つづき)	
	ヰ ニトラトメチルメチルオキセタン又は三一ニトラトメチル一三一メチルオキセタンの重合体	
	ノ 三一ニトラザーー・五一ペンタンジイソシアネート	
	オ 推進薬の添加剤となる有機金属のカップリング剤	
	ク ポリシアノジフルオロアミノエチレンオキシド	
	ヤーポリグリシジルニトレート又はニトラトメチルオキシランの重合体	
	マ ポリニトロオルトカーボネート ケ プロピレンイミン	
	フロロレンイミンフトトラアセチルジベンジルヘキサアザイソウルチタン	
	コ シアノエチル化ポリアミン (第三条第七号ツに掲げるものを除く。) 又はシア	
	ノエチル化ポリアミンの塩	
	エ グリシドールを付加したシアノエチル化ポリアミン(第三条第七号ソに掲げ	
	るものを除く。) 又はグリシドールを付加したシアノエチル化ポリアミンの塩	
	テ トリス――― (二―メチル) アジリジニルホスフィンオキシドの誘導体 ア ー・二・三―トリス (一・二―ビス (ジフルオロアミノ) エトキシ) プロパ	
	ン又はトリスビノキシプロパンの添加物	
	サー・三・五一トリクロロベンゼン	
	キ 一・二・四一ブタントリオール	
	ユー・三・五・七一テトラアセチル―一・三・五・七一テトラアザシクロオク	
	タン	
	メ 一・四・五・八一テトラアザデカリン ミ 低分子量(分子量が 10,000 以下のものをいう。) で、かつ、アルコール官能	
	基を有するポリエピクロロヒドリン、ポリエピクロロヒドリンジオール又はポ	
	リエピクロロヒドリントリオール	
(3)	非磁性材料を用いたディーゼルエンジン又はその部分品であって、経済産業省令で	2項・4項中に近似
	定める仕様のもの	品目なし
(5)	自給式潜水用具又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの(12 の項の中欄に掲げるものを除く。)	2項・4項中に近似 品目なし
(6)	航空機で輸送することができるように特に設計した土木機械又はその部分品	2項・4項中に近似
(0)	The state of the s	品目なし
(7)	ロボット若しくはその制御装置又はこれらの部分品であつて、経済産業省令で定め	2 項(15)にロボッ
	る仕様のもの <b>(2、6及び12の項の中欄に掲げるものを除く。)</b>	ト規制があるが
		左の括弧書きで重 複回避措置が設け
		後四壁相直が取り
(8)	電気制動シャッター (カメラ用に設計したものを除く。) であつて、経済産業省令で	2 項(39)に電気制
(0)	定める仕様のもの	動シャッター規制
		があるが、これは
		カメラ専用設計の
		ものを対象にしているので、14項(8)
		との重複該当はな
		い。

## 【表6】 14項と2項・4項(その3)

	14 項の内容	重複可能性
(9)	催涙剤若しくはくしゃみ剤(個人護身用のものを除く。)又はこれらの散布、防護、 探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品であつて、経済産業省令で定め る仕様のもの	2項・4項中に近似 品目なし
(10)	簡易爆発装置の除去その他の処理のための装置又はその部分品若しくは附属品であって、経済産業省令で定める仕様のもの(15の項の中欄に掲げるものを除く。)	2項・4項中に近似 品目なし
(11)	爆発物を自動的に探知し、又は識別するように設計した電子式の装置であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	2項・4項中に近似 品目なし

## 【表7】 15項と2項・4項

	14 項の内容	重複可能性
(1)	無機繊維又は5の項(16)に掲げる貨物を用いた繊維を使用した成型品	2 項・4 項中に近似品
	로 나	目なし
(2)	電波の吸収材又は導電性高分子(4の項の中欄に掲げるものを除く。)	4 項(25)に音波・電波
		の吸収材規制があるが
		たの括弧書きで重複
		回避措置が設けられ
		ている
(3)	核熱源物質(2の項の中欄に掲げるものを除く。)	2 項(25)に核燃料・核
(0)		原料物質の規制があ
		るが
		左の括弧書きで重複
		回避措置が設けられ
		ている
(4)	チャネルの数が 1,000 を超えるデジタル制御方式の伝送通信装置又はその	2 項・4 項中に近似品
	部分品若しくは附属品	目なし
(4 Ø 2)	簡易爆発装置を事前に爆発させ、若しくはその爆発を防止するように設計した無額光気は累異はるの階層は累	2項・4項中に近似品
(-)	た無線送信装置又はその附属装置 音波を利用した水中探知装置又はその部分品	目なし 2 項・4 項中に近似品
(5)	目似を利用した小牛抹和表直又はてい即力即	目なし
(6)	宇宙用に設計した光検出器	2 項・4 項中に近似品
(0)		目なし
(7)	送信するパルス幅が 100 ナノ秒以下のレーダー又はその部分品	4 項(18)にレーダー規
	省令 14 条八号	制があるが
	パルスレーダー断面積計測装置であって、送信するパルス幅が 100 ナノ	左記省令のパルスレ
	秒以下のもの又はその部分品	ーダー断面積計測装
		置は対象にしていない。
(-)	潜水艇であつて、単独で航行できるもの(1の項の中欄に掲げるものを除	いので重複該当なし 2 項・4 項中に近似品
(8)	僧水艇であって、単独で加1]できるもの(I の頃の中懶に拘けるものを除 く。)	2 頃・4 頃中に近似的   目なし
(9)	排水量が 1,000 トン以上の船舶に使用することができる防音装置 (1 の項の	2項・4項中に近似品
(3)	中欄に掲げるものを除く。)	目なし
(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン若しくは複合サイクルエ	4項(3)にエンジンの規
(10)	ンジン又はこれらの部分品 (4の項の中欄に掲げるものを除く。)	制があるが
		左の括弧書きで重複
		回避措置が設けられ
		ている